

二級河川川棚川水系石木ダム建設工事等の事業認定
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成25年6月7日（金）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事等の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき九州地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次の通りであった。

- ・自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる。利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか。
- ・渇水と洪水に対する対策として理解しているが、工場用水もあるため、人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまうのではないか。
- ・用地の取得状況について、ダム事業としては、未買収の率が高いような気がする。
- ・山林の保水力を鑑みれば、山林を開発する施策を行う一方で、ダムを造るという関係は、今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要があるのではないか。